

(改正後全文)

## 施工体制事前調査失格基準

### 1 施工体制事前調査失格基準の概要

施工体制事前調査失格基準（以下「失格基準」という。）は以下に示すとおりであり、失格基準には、純工事費に対応した直接工事費及び共通仮設費基準、現場管理費に対応した現場管理費基準、一般管理費に対応した一般管理費基準及び直接工事費を対象とした元請下請適正化基準を設定し、いずれかを満足しない場合は、当該入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として落札不相当とする。

失格基準の主な特徴は以下のとおりである。

- 直接工事費及び共通仮設費基準**： 工事目的物を完成させるために最低限必要な直接及び間接経費について、市場性も考慮し一定の判断基準を設定するもの。
- 現場管理費基準**： 工事を管理、運営するために最低限必要な元請及び下請の経費について、下請割合等に応じて一定の数値的判断基準を設定するもの。
- 一般管理費基準**： 工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本社(店)及び支社(店)における経常的な最低限必要な経費について、一定の数値的判断基準を設定するもの。
- 元請下請適正化基準**： 工事の施工にあたり、工事目的物を構築する上で最低限必要な直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、一定の数値的判断基準を設定するもの。（ただし、建築工事及び建築設備工事は適用しない。）

### 2 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）
- (6) 下請純工事費 落札候補者の入札金額における下請工事の純工事費相当額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計をいう。
- (7) 全純工事費 落札候補者の入札金額における純工事費（消費税及び地方消費税の額

を除く。)をいう。

- (8) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、土木工事標準積算基準によるものとする。

### 3 失格基準

#### (1) 現場管理費基準

落札候補者の入札金額における現場管理費相当額が、次の失格基準①に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。

##### **失格基準①**

$$\text{落札候補者の現場管理費相当額} < \text{設計額における現場管理費相当額} \times \\ (0.55 + \text{下請純工事費} / \text{全純工事費} \times 0.45) \\ (\text{千円未満切り捨て})$$

#### (2) 一般管理費基準

落札候補者の入札金額における一般管理費相当額が、次の失格基準②に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。

##### **失格基準②**

$$\text{落札候補者の一般管理費相当額} < \text{設計額における一般管理費相当額} \times 0.5 \\ (\text{千円未満切り捨て})$$

#### (3) 元請下請適正化基準

落札候補者の入札金額における直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、次の失格基準に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。（ただし、建築工事及び建築設備工事は適用しない。）

##### **失格基準③**

$$\text{落札候補者の直接工事費における想定下請応札率} < \text{調査基準価格} / \text{予定価格}$$

##### **失格基準④**

$$\text{落札候補者の直接工事費における想定下請応札率} < \text{応札率}$$

なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から次式により算出するものとする。

下請金額の総額 ÷ Σ（各工種の下請金額 ÷ 当該工種における工種別応札率）

下請金額の総額：直接工事費に計上された下請金額の総額をいう。

工種別応札率：直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該工種毎の設計額に対応した応札額との割合をいう。

「応札率」とは、応札者の入札額を予定価格で除した率をいう。

#### (4) 直接工事費及び共通仮設費基準

落札候補者の入札金額における直接工事費及び共通仮設費相当額が、次の失格基準

⑤に該当する場合は、その金額の根拠等について聴き取り調査を行い、合理的な根拠がない場合は失格とする。

#### **失格基準⑤**

・落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 <  $\text{設計額における各工種毎の直接工事費相当額} \times 0.85$   
(千円未満切り捨て)

ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるもの(有価物の売却金額等)については適用しない。

・落札候補者の共通仮設費相当額 <  $\text{設計額における共通仮設費相当額} \times 0.85$   
(千円未満切り捨て)

#### 4 工事費内訳書の提出義務化

失格基準の適用に際し、応札者の純工事費を確認する必要があることや、予定価格の事前公表が、特に一般競争入札において積算能力を有しない等の不良不適格業者の安易な参入を招くことにならないようにするために、入札時において全ての応札者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

#### 5 工事費内訳書記載内容変更の制限

数値的判断基準に下請割合の数値を導入することにより、入札時に下請割合を過小に記載した工事費内訳書を提出するおそれがあることから、調査対象者が落札者となり、工事着手後に下請割合の大幅な増加を行うことのないよう、一定の制限を与えるものとする。

この場合において、下請割合の大幅な増加とは、入札時に提出された工事費内訳書の下請負予定額に対し、その後の下請負額の増額が30%を超える場合とする。

「別表」「諸経費の取扱い」

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事	次の額を合算した額	次の額を合算した額	次の額を合算した額	一般管理費等
水道設備工事	機器費	間接(二次)労務費	工場管理費(製作)	
下水道設備工事	直接製作費	共通仮設費(据付)	現場管理費(据付)	
鋼橋上部工事	直接工事費(据付)		据付間接費(据付)	
電気通信設備工事			設計技術費	
揚排水機場設備工事			技術者間接費	
水門設備工事 等			機器間接費	

## 別記

### 工事費内訳書の記載における留意事項

#### 1 スクラップ処分費について

- (1) スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準（公表）において直接工事費から控除している。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出している。）
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、工事費内訳書（様式第1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から除いた場合でも違算としては扱わないが、失格基準の適用については、提出のあった工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

#### 2 一括計上価格について

- (1) 県の積算基準（公表）において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっている。
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、工事費内訳書（様式第1号）において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算としては扱わないが、失格基準の適用については、提出のあった工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

#### 3 その他

- (1) 工事費内訳書は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び別表に基づき記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとする。
- (2) 工事費内訳書の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合、当該入札書を無効とする。